

静岡県看護協会  
防災計画書

平成 15 年 4 月

社団法人静岡県看護協会

# 防災計画の概要

## 1 防災計画策定の目的

静岡県看護協会（以下「本会」という。）は、予想される東海地震や神奈川県西部地震、集団的に傷病者が発生する列車事故等の重大な事故に備えて、地域住民の生命・健康を守り、被害を最小限に食い止めるため、会員が総力を挙げて活動を展開できるための体制を確立する。平常時より会員の研修、訓練、災害支援ナースの育成・認定・登録、災害支援ネットワーク作り、関係機関・関係団体との連携を密にし、災害時の医療救護活動体制の充実強化を図る。

## 2 平常時の活動

- 1) 災害支援ナースの育成と認定及び登録
- 2) 災害支援ナース育成に係わる地区支部との連携
- 3) 災害支援ネットワーク作りと行政関係機関との連携強化
- 4) 本会会員への防災に関する研修等

## 3 防災対策本部の設置

### 1) 名称

本会に、静岡県看護協会防災対策本部（以下「防災対策本部」という）を置く。なお、静岡県が災害宣言を発令した時点で、「防災対策本部」を「災害対策本部」に移行する。

### 2) 目的

防災対策本部は、災害の発生に備えるため、情報の収集と会員への伝達・対応については災害拠点病院連絡責任者並びに県内 12 地区支部と協力して実施するとともに、災害が発生した場合、直ちに救護支援体制を発動し、救護活動体制に入るものとする。

### 3) 所在

防災対策本部は、静岡県看護協会内(静岡市追手町 10 - 304 中町ビル 3 階、16 年からは静岡市南町 14 番 25 号エスパティオ 3 階)に置く。

### 4) 防災対策本部及び支部の構成

#### (1) 役職

防災対策本部役員は静岡県看護協会役員をもってこれにあたり、次の役職を置く。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| ・ 防災対策本部長                | 1 名  |
| ・ 防災対策副本部長               | 3 名  |
| ・ 常務理事                   | 1 名  |
| ・ 災害拠点病院の看護協会連絡責任者等      | 18 名 |
| ・ 地区支部長の所属する施設の看護協会連絡責任者 | 12 名 |

## (2)職務

- ・ 防災対策本部長は、本会会長がこれにあたり、防災対策本部の業務を統括する。
- ・ 防災対策副本部長は、本会副会長がこれにあたり、防災対策本部長に事故ある場合は、その職務を代行する。
- ・ 防災対策本部に事故等が発生しこれが機能しない場合は、防災対策本部長が副防災対策本部及び副防災対策本部長を、災害拠点病院の中から選出し任命する。
- ・ 災害拠点病院の看護協会連絡責任者等及び地区支部長の所属する施設の看護協会連絡責任者は、防災対策本部との連絡調整を行う。

## 4 防災対策本部の組織と業務

### 1) 組織

- (1)本会の防災対策本部は、役員、県が指定する災害拠点病院 18 カ所の看護協会連絡責任者、県内 12 地区支部長の所属する病院等施設の看護協会連絡責任者及び会長の所属施設をもって構成する。なお、防災対策本部に事故等があり機能しない場合は、防災対策本部長が災害拠点病院の中から副防災対策本部を任命しその業務を代行する。
- (2)防災対策本部に、情報担当係及び看護人材(災害支援ナース)派遣担当係を置く。

### 2) 業務

防災対策本部は、行政関係機関と連携し、次の業務を行うものとする。

#### (1)初期対応(災害発生直後)業務

- ・ 情報の収集・管理・分析・伝達
- ・ 被災会員の把握と救護対策の検討
- ・ 緊急救護出動のための派遣準備をすること。

#### (2)支援体制時(後方支援時期)の業務

- ・ 行政関係機関の要請に対応した看護人材(災害支援ナース)の派遣並びに必要な応じ、日本看護協会及び近隣県看護協会への人材の派遣要請

#### (3)中・長期対応における業務

- ・ 災害対策業務を縮小し、被災地域を中心に被災者の家庭訪問(健康調査・相談・継続治療の援助等)の活動

### 3) 会議

- (1)防災対策本部会議は、年 1 回開催する。
- (2)上記の会議は、理事会、地区支部長合同会議、施設等代表者会議及び防災対策班会議等を利用して開催することができる。

## 5 災害救護活動への協力

### 1) 災害初期対応

#### (1) 静岡県が災害宣言を発令した場合の本会の初動体制

- ・ 災害が発生し、静岡県が災害宣言を発令した時点で、本会防災対策本部は災害対策本部に移行する。その後の災害対策に関する指揮連絡は、すべて災害対策本部が行う。
- ・ 各災害拠点病院看護協会連絡責任者は、災害対策本部と連絡・調整を行う。
- ・ 災害対策本部は、静岡県災害対策本部の要請に対応して、被害状況、災害支援ナース要請予測、災害支援ナースの派遣準備、連絡網の確認・調整を図る。
- ・ 災害支援ナース派遣に備え必要な資機材を確保する。

#### (2) 静岡県対策本部からの看護人材派遣要請時の体制

- ・ 本会は、静岡県災害対策本部からの看護人材の派遣要請があった場合、原則として災害支援ナース登録者を災害ボランティアとして派遣する。
- ・ 県内での看護人材派遣が困難な場合は、速やかに日本看護協会及び近隣県看護協会に派遣を要請する。

#### (3) 市町村から本会災害対策本部に看護人材派遣要請があった場合

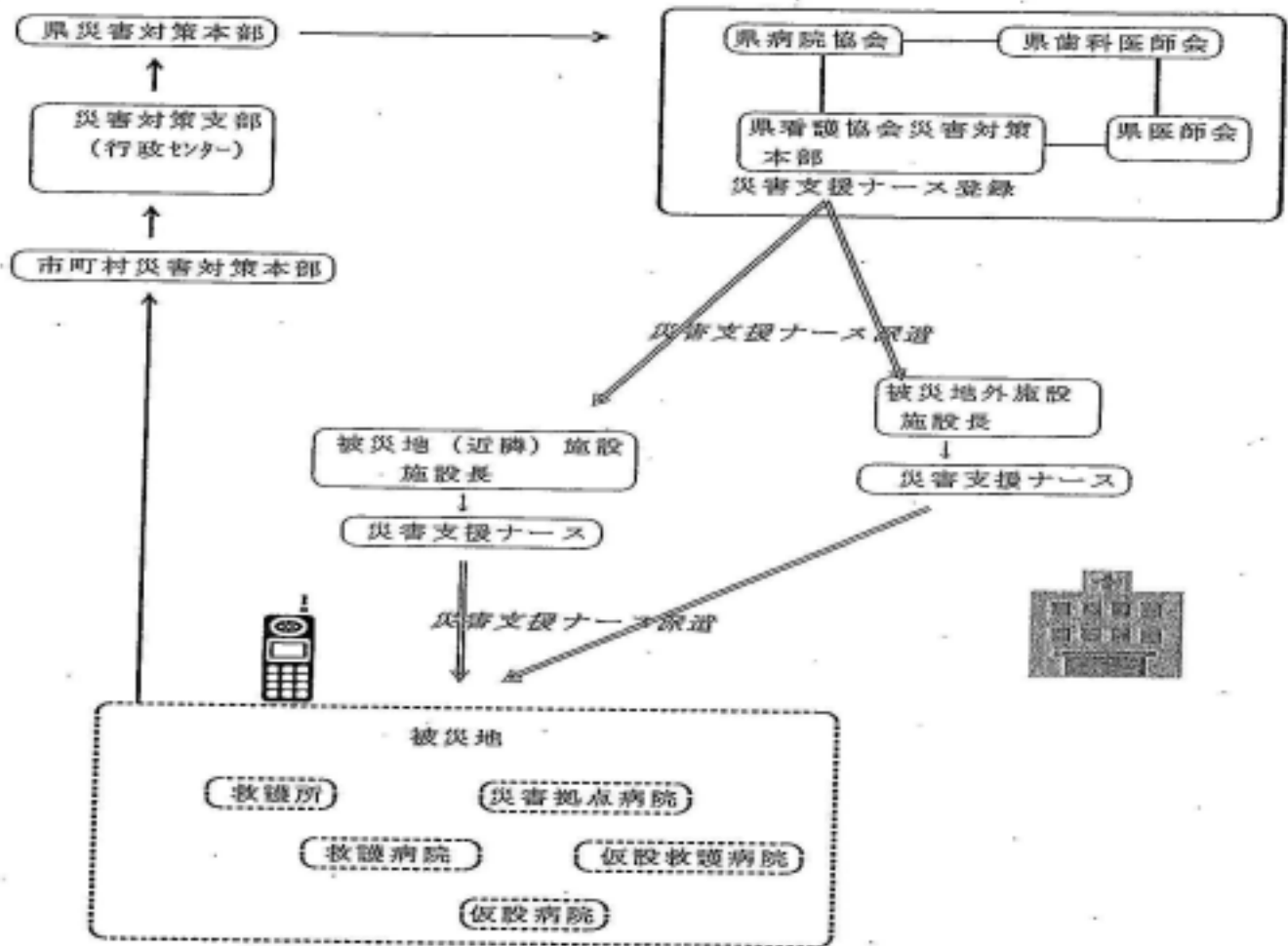
- ・ 静岡県災害対策本部に報告し、その承認を得て、要請に応じた看護人材を災害ボランティアとして派遣できるよう努める。

### 2) 災害の中・長期対応

- ・ 長期間の看護人材派遣要請については、県災害対策本部、市町村災害対策本部及び各病院施設と連携を図りながら、被災現場の医療、看護ニーズに応えることができる専門性を有した看護人材（原則的に災害支援ナース登録者）を災害ボランティアとして派遣する。

## 6 災害支援ネットワーク

災害発生時には、多数の傷病者への医療及び看護の提供が緊急に必要なため、平時から災害支援ネットワークを理解しておくことが重要である。しかし、災害発生時には、原則的な連絡体制が機能しないことが予想されるので、その時には、連絡可能な各本部、災害対策本部へ連絡する。



## 7 災害救護活動の報告

本会災害対策本部は静岡県災害対策本部の要請を受けて看護人材を派遣したときには、医療救護活動終了後速やかに、各救護班毎に医療救護活動報告書（第1号様式）、医療救護班員名簿（第2号様式）、医薬品等使用報告書（第3号様式）、事故(傷病・死亡)者報告書（第4号様式）に基づいて静岡県に報告する。

## 8 医療救護活動への協力（平常時の役割）

災害時の救急対応には多数の会員の協力が必要不可欠である。従って、いざという時のために日ごろから、災害看護研修や地域防災訓練への参加などを企画し、災害支援ナースの育成に努めるとともに、会員の意識の高揚を図っておかなければならない。

また、本会の看護職者がいざという時、地域の人々にどのような支援ができるか等を、あらゆる機会をとらえて普及啓発に努めなければならない。

### 1) 組織の明確化を図る

静岡県の災害対策基本法に基づく「指定地方公共機関」としての本会は、県の防災組織の中にどのように位置づけられているのか、十分認識する必要がある。本会は年1回防災対策班会議を開催して、情報の伝達・交換を行い、常に、防災関係者の意識啓発を図る。また本会と地区支部の役割を明確にするために、「災害時における支援ネットワーク」や「連絡網」を作成し「災害支援ナースの育成と認定・登録、派遣」について各病院等施設所属長の理解を得るよう努める。

### 2) 地域防災を理解する

県や市町村の行政の防災担当者、医師会や薬剤師会、医薬品取扱関係者、町内会の自主防災組織の防災対策関係者等と会合を持ち、市町村の防災組織や地域自主防災組織の現状を理解する。

### 3) 平常時から防災活動を推進する

本会は年1回の研修会を定例化するとともに、地区支部単位の研修会も企画・実施する。研修会や市町村・地域自主防災組織の防災訓練に参加することにより、看護職の役割を理解し、基礎知識・技術の習得に努める。トリアージや地域住民を対象とした救急法の指導などの訓練を行い、他組織との協力関係を築いていく。専門職の役割を発揮するためには、平常時から多くの関係者と関わりあってこそ、災害時にその本領を発揮できることを十分承知しておく必要がある。

### 4) 災害時への会員の意識啓発

会員に「災害支援ナース育成」研修会や防災訓練への参加を呼び掛ける。地区支部活動の一環として毎年、市町村の地域防災訓練へ参加できる体制を整備して、現場活動の経験を積み上げる。地域内に、どんな関係機関・団体が参画しているか把握し、連携を持ちながら看護職の

役割を掴んでいくといった現場の体験が最大の意識啓発に繋がる。また、本事業に対する理解と協力を得るために、本会は地道な活動を繰り返し実施することが急務である。

## 9 災害支援ナースの育成プログラムと認定・登録

### 1) 災害看護とは

地震や火災により家を焼かれたり、公的施設が失われたりする一次的被害、あるいはそれに伴う二次的な生命・健康の脅威に対して、看護に携わる者が知識や技術を駆使し、他の専門分野の人との協力のもとに、生命や健康生活への被害を少なくするための活動を展開することである。(日本看護協会出版「災害支援ナースマニュアル」より)

災害看護へのニーズは災害発生後の経過によって変化する

災害時期	必要とされる看護の専門領域
災害発生～初動 (発生直後～3日程度)	救命救急看護、トリアージ 手術室看護、透析看護 救急時看護管理
初動～初期対応 (3日目～2週間)	内科系看護 慢性疾患看護 外科系看護
中期対応 (数週間～3ヵ月)	精神科看護、地域看護 社会資源の知識があり、活用できる看護職 様々な看護領域での活動ができるマルチ看護
長期対応 (3ヵ月以上)	地域看護 精神看護(アルコール依存症への対応)

(日本看護協会出版「災害支援ナースマニュアル」より)

### 2) 災害支援ナースの育成の目的

災害看護には、災害への備え、救急対応、復旧に向けての長期的対応がある。災害直後の緊急対応では、大勢の患者が軽症、重症を問わず殺到し、混乱状態に陥った救護所や医療施設で、押し寄せる負傷者に対し適切なトリアージや、応急看護などが看護職に求められる。また復旧に向けて、被災地へ長期に渡る災害支援ナースの派遣も期待されている。これらの役割を担うためには、地域住民、医師会、行政等の組織との連携作り、支援ナース派遣ネットワークの確立と共に、災害初期から中・長期的な復旧時に看護を提供できる「災害支援ナース」の育成が不可欠である。

### 3) 災害支援ナースの教育

#### (1) 災害初期看護研修 A

災害時にはネットワークが重要であるため、地域との連携を視野に入れた教育を計画す

る。市町村の防災担当者に研修の一部を依頼して、地域防災対策を学び、地域の防災訓練に積極的に参加していくことが重要であることから、地区支部単位で開催する。この研修は1日研修とし、AM講義、PM実技演習を組み入れる。

## 目的

災害初期段階では、自らも被災者となり近隣からの応援も期待できない状況下にある。ライフラインも寸断され、限られた資材を使い、見知らぬ人々と協力しながら押し寄せる負傷者に対し、適切なトリアージや応急看護を提供しなければならない。負傷者が詰めかける救護所の状況がイメージでき、応急看護に必要な知識、技術が習得できることを目的とする。

## 目標

災害看護とは何かを理解する。

災害看護に必要な知識、技術（トリアージ、応急手当、搬送法）を学ぶ。

地域防災対策を理解し、地域防災対策を支える団体との連携の必要性を知る。

## 災害初期支援ナースに求められる役割

### トリアージ能力

トリアージの目的は治療優先度を判断し患者を適所に配分して、有限の治療資源の無駄な使用を避け、大多数の人達に最善の治療を受けさせること。

トリアージは医師の任務であるが、様々な理由により医師ができない状況も発生し看護職にもその役割が求められる。トリアージは時間経過とともに繰り返し修正される。

### 災害現場、救護所で行われる初期トリアージ

- ・ 搬送される患者の治療優先順位を決める。
- ・ 限られた人的、物的資源を効率的に使用する。
- ・ 気道（A = Airway）、呼吸（B = Breathing）、循環（C = Circulation）を重点に評価し、軽症群 = 保留群、中等症群 = 待機治療群、重症群 = 最優先治療群、死亡群にすばやくトリアージする。
- ・ トリアージタック（赤）最優先治療群、（黄）待機治療群、  
（緑）保留群、（黒）死亡群

### 応急救護（応急手当）

限られた人的、物的資源のなかで、様々な負傷者に対し応急手当を行う。

- ・ 骨折、出血、火傷、クラッシュ症候群、全身打撲などの病態と初期治療についての知識と技術

### パニックに陥った被災住民や負傷者への対応

突然の災害発生と負傷に動揺する被災者や、蘇生対象外とトリアージされ混乱状態に陥った家族などに対するケア

救護チームの動きの把握 物資・人材の調整とリーダーシップ能力



救護所では、医師や看護師などの有資格者だけでなく、事務員や住民のボランティアなど見知らぬ人々が協力して働くこととなる。チームとして効果的に医療行為ができるように物資・人材の調整が必要であり、強力なリーダーシップが要求される。

住民ボランティアへの指示（住民ボランティアの活用）

医師・看護師はトリアージや応急手当が急務である。搬送にあたってきた地域住民にボランティアとして、パニックに陥った被災者の対応を依頼したり、応急手当の介助者として活動してもらえるように働きかける。

## 集合研修

災害初期看護に必要な知識・技術を学ぶ

### A プログラムの一例

8：30～ 8：50	受付
8：50～ 9：00	オリエンテーション
9：00～ 9：50	災害看護とは
10：00～ 11：00	市における防災対策
11：00～ 12：30	災害初期の医療ニーズ（トリアージを中心に）
12：30～ 13：30	昼食
13：30～ 14：30	包帯法 三角巾法
14：30～ 15：30	搬送法
15：30～ 16：50	蘇生法
16：50～	まとめ アンケート

## 地域防災訓練参加

災害初期看護研修で学んだ知識、技術を活用して地域防災訓練に参加、あるいは地域住民を対象とした三角巾法・搬送法講習の講師として、看護職に求められる能力の必要性を体験する。地域防災訓練では、医師・消防署員・市職員・自主防災員・自衛隊員等、見知らぬ人々と協力しあって、設定された救護所で応急救護にあたることになるが、これらを通して、混乱状態の救護所でのトリアージ知識の必要性・リーダーシップの重要性を体験する。

## (2)災害中～長期看護研修 B

災害支援ナースの派遣要請を受ける時期は、災害発生3日目頃からと考えられる。災害の経過とともに災害支援ナースに必要とされる看護の専門領域は変化することが予測される。派遣要請をした施設のニーズに合った専門性を持った看護師の選出を行うため、支援ナースを希望する看護師は自らの看護の専門性を明確にしておくことが必要である。この研修は知識の習得が主となるため、県看護協会主催の集合教育とする。

### 目的

災害中期～長期時期の看護に求められる知識を自ら学び自らの看護の専門性を明確にする。

## 目標

災害中～長期の支援ナースとして必要な知識を習得する。

支援活動を行うために看護職に必要な能力を知る。

P T S D への理解、対処法を知る。

## 災害中～長期の支援ナースに求められる役割

看護職の能力 判断力・行動力・リーダーシップ・臨機応変な対応力・

人間関係の調整能力・協調性・主体性

専門領域の看護力

## 集合研修

集合研修により災害中～長期に必要な知識を習得する

### Bプログラムの一例

8：30～ 8：50	受付
8：50～ 9：00	オリエンテーション
9：00～ 11：00	災害の経時的対応と看護 災害時の組織的活動における看護のリーダーシップの重要性
11：00～ 12：30	P T S D への理解対処法
12：30～ 13：30	昼食
13：30～ 15：30	災害支援ナースの登録について 参加条件、心構えと持参品、身分保証、後方支援について 日本看護協会・静岡県看護協会災害支援ネットワークシステム
15：30～ 16：00	まとめ アンケート

## 4) 災害支援ナース認定書の交付

災害初期看護研修・地域防災訓練を修了した者には地区支部より修了書を発行する。

全研修を修了した研修生に静岡県看護協会より認定書を交付する。



第 号

## 災害支援ナース研修 A 修了書

様

あなたは、静岡県看護協会 地区支部主催の災害支援ナース育成研修  
及び地域防災訓練に参加されましたので、ここに修了書を交付します。

平成 年 月 日

静岡県看護協会 地区支部  
地区支部長 印

備考 引き続き県看護協会主催の災害支援ナース研修 B に参加されますと認定  
書が交付されます。

第 号

## 災害支援ナース認定書

様

あなたは、静岡県看護協会が主催する災害支援ナース認定に必要な  
研修の全課程を修了したので、ここに認定書を交付します。

平成 年 月 日

社団法人 静岡県看護協会  
会 長 榛 葉 由 枝 印

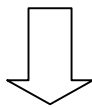
5) 災害支援ナースの登録

災害支援ナースの認定書を交付された者の中、災害時に派遣要請があれば被災地に出向き看護を提供しようと自ら望む者は、所属長の了解を得た上で災害支援ナースとして登録する。

災害支援ナース登録者用紙				
フリガナ 氏名：		生年月日		年齢
所属施設名：		住所		
TEL/FAX 番号：		E-Mail address		
自宅住所				
TEL/FAX 番号：		E-Mail address		
携帯電話番号				
免許種類	保健師	助産師	看護師	准看護師
免許取得年	昭和 平成	年	月	日 役職名
看護の専門性	専門領域	経験年数	専門領域	経験年数
	救急救命看護・トリアージ		手術室看護	
	透析看護		外科系看護	
	内科系看護		慢性疾患看護	
	精神科看護		地域看護	

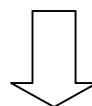
## 10 協定を結ぶにあたってのプロセス

### 1) 地域防災を理解する



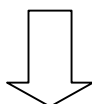
- (1) 県看護協会から市町村防災担当課に県看護協会の意向を文書で伝える。
- (2) 地区支部役員が担当課を訪問する。  
初回訪問には県看護協会事務局及び防災対策班員が同行する。  
地域防災体制の情報を得る。  
県看護協会の活動内容を説明する。  
防災訓練への参加を申し出る。
- (3) 市町村の防災担当者を介して、自主防災組織と連携をとる。
- (4) 防災訓練参加にあたっての打合せをする。

### 2) 関係団体と連絡をとる



- (1) 自主防災組織・医師会・消防署など

### 3) 防災訓練へ参加する



- (1) 地域で行われる訓練に積極的に参加して協力関係を築く。
- (2) 地域住民への啓発活動を行う。  
(自分自身や周囲の人の身の守り方、応急手当など)

### 4) 協定締結

- (1) 県看護協会と市町村で締結する。